

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
1	937	オンブズマン事務	オンブズマン事務局	市政に関する苦情を公平・公正な立場で処理し、市民の権利と利益の保護を図るとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、より開かれた市民参加の行政の推進を図る。	2名のオンブズマンが交代で月4回の定例相談日を設け、苦情申立や相談に対応する。 苦情申立に対して、申立人及び市の関係機関への調査を行い、その調査結果を申立人及び市の関係機関へ通知する。 必要に応じて市の関係機関へ勧告・提言等を行う。	苦情申立書によるもの4件（前年度2件）、苦情申立書によらないオンブズマン相談6件（前年度5件）、事務局相談10件（前年度5件）に対処した。市ホームページ及び市広報紙等によりオンブズマン制度の周知を行なうとともに、令和5年度の活動状況報告書を各公共施設で公表した。